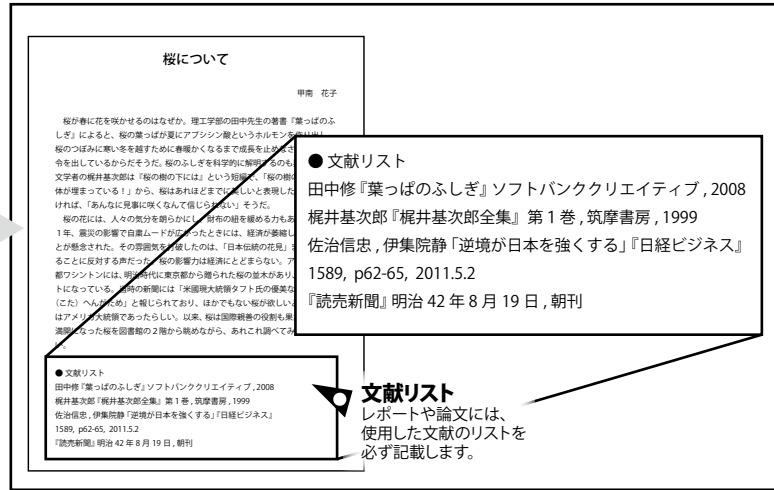


文献リスト・研究倫理

自分のレポートなど

参考にした本



【参考文献リストの書き方・読み取り方】

本

①著者名 ②『タイトル』（シリーズ、版表示など） ③出版社 ④出版年 を記載します。

例1 長谷部恭男著 『憲法』（第7版） 新世社, 2018
著者名 タイトル（版） 出版者 出版年

例2 海保博之（編）（1985）. 心理・教育データの解析法 10 講（基礎編） 福村出版
著者名 出版年 タイトル 出版者

例3 Fowler.W. "Shakespeare, his life and plays." Pearson Education, 2008. (Penguin reads; level4)
著者名 タイトル 出版者 出版年 シリーズタイトル

学術論文

※学術雑誌に掲載されている論文

①著者名 ②論題 ③掲載雑誌名 ④巻号 ⑤ページ数 ⑥出版年 を記載します。

例4 安西敏三 「平生夙三郎と甲南教育：英国的教育の模索」 『甲南法学』 53(4) p.447-505. 2013
著者名 論文タイトル 掲載雑誌名 巻号 ページ 出版年

例5 Watson, J.D., Crick, F.H.C (1953). "A Structure for Deoxyribose Nucleic Acid." Nature. 171. 737-738
著者名 出版年 論文タイトル 掲載雑誌名 巻号 ページ
<https://doi.org/10.1038/171737a0>
URL（または DOI） ※電子ジャーナルの場合

新聞

例6 「植物も悩んでこそ花開く」 『読売新聞』 2013年5月12日 朝刊 p.25
記事タイトル 紙名 掲載年月日 紙面 ページ

WEB

例7 「統計でみるあの時といま No.1 東京オリンピック時と現在の状況について」 総務省ホームページ
タイトル Web サイト名
<http://www.stat.go.jp/info/anotoki/> (参照 2019.2.20)
URL 参照日付

■文献リストってなに？

学習・研究をするときは、学術書や学術論文、インターネット情報など、いろいろな「文献」から手がかりを得ながら自分の考えをまとめます。ですから、レポートや論文を書いたり、プレゼン資料を作るときには、自分の考えの論拠となった文献のリストを付けることが万国共通のルールです。

逆に、文献を読んで、書かれていることを詳しく知りたいと思ったら、きは、文献リストの文献を探します。文献リストには、本や学術論文、インターネット情報など、いろいろな形態の文献が混ざっているのによく確認してください。雑誌名が省略形であったり、論題が記載されていないこともあります。

このように、文献は文献リストから次々に見つけることができます。ただし、この方法では、最初の文献より古い文献しか見つけることができないので、文献データベースでも検索してみるなど、いろいろな手段を組み合わせた調査が必要です。

■文献リストの作法

文献リストを作るときは、上の例のように、著者やタイトルなどの文献に関する情報を一行で書きます。

著作権について

人間の思想や感情を、文章や音楽、絵画などで表現した作品は、作品が産み出された時から「著作権」が発生します。作品（著作物）と製作者（著作者）は、著作権法によって保護されています。「引用」する場合を除いて、著作物は著作者（著作権保持者）の許可なく、レポートや論文など、“他の人にみてもらうもの”に利用することはできません。もちろん、SNSなどへの無断投稿も禁止されています。

●図書館資料のコピー

著作権法31条と図書館協会のガイドラインでコピーできる範囲が定められています。本に掲載されている著作物はその半分以上、雑誌はバックナンバーが発行後3ヶ月を経過したものであれば、各記事・論文の全文がコピーできます。その他、複写申込票の注意事項を確認し、必要事項を記入してからコピーしてください。

また、この規定により、図書館のコピー機では図書館の資料しかコピーができません。ノートなどの持ち込み資料をコピーしたり、スマートフォンなどで図書館資料を撮影することは禁止されています。

●「著作権フリー」

イラストや写真などが、インターネット上で「著作権フリー」として公開されていることがありますが、利用の仕方によっては有料である場合があります。こうしたサイトを利用する場合は、利用案内や注意事項をよく確認してください。

●著作権の保護期間

2018年末までは著作者の死後50年間まで、2019年以降は著作者の死後70年間で著作権の保護期間です。保護期間を経過した著作物は自由に利用することができますため、『青空文庫』のようにインターネットなどで公開されることもあります。

ただし、著作物の保護期間が経過しても、著作者に関する権利（著作者人格権）は継続しているため、改ざんしたり盗用したりすることは認められていません。また、映画など、特別に保護期間が長い著作物もあります。

●著作権の譲渡

著作権は、他の人に譲渡できます。特に学術論文の多くは、学術雑誌の出版社に著作権が譲渡されています。著作権を譲渡している場合は、自分の著作物であつても自由に利用できません。

●違法ダウンロード

たとえば漫画の海賊版など、著作権法に違反している著作物を利用してはいけません。また、大学が契約している電子ジャーナルやデータベースは、大量のダウンロードが禁止されています。（ダウンロード用のプログラムの使用や、マイニングも禁止されています。）

●個人情報・プライバシー

著作権とは異なりますが、人が写っている写真や個人名を利用したい場合は、本当にその写真が必要かをよく考え、本人の許可を得てから利用してください。インターネットに投稿するときは、位置情報など不要な情報が付いていないかの確認も必須です。

著作権について、詳しくは、文化庁や著作権情報センターのホームページを参照してください。

研究倫理

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為です。

研究に携わる人には、常にその社会的な影響を考えて行動すること、互いに信頼し敬意を払うことが求められます。こういった研究者が守るべき規範を「研究倫理」といいます。

大学は教育機関であると同時に研究機関でもあり、学生も「研究倫理」を遵守しなければならない研究者の一員です。レポートや論文などの成果物を作成する際に、以下のような「研究倫理」に反する不正行為があった場合は、カンニングと同様に厳しく処分されます。

- （１）**捏造** 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- （２）**改ざん** 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- （３）**盗用** 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文の内容を「引用」の範囲を超えて流用すること。

本や論文、インターネットの文章をコピー＆ペーストしてレポートを作成する行為は、「盗用」にあたります。正しい「引用」方法については、下欄を参照してください。不安なことがあったときは、早めに担当教員等に相談しましょう。

甲南大学研究活動行動規範

令和 3 年 4 月 22 日 学長決定

甲南大学は、学術研究の信頼性と公平性を確保するとともに、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に学術研究を進め、科学の健全な発展を促すため、「本学において研究活動を行う全ての者及びこれを支援する全ての者（以下「研究者等」という。）」が遵守すべき行動規範を次のとおり定める。

1. 研究活動における不正行為の防止
研究者等は、研究活動において得られたデータや結果の捏造、改ざん、盗用の特定不正行為のみならず、二重投稿や不適切なオーサーシップの不正行為を行わず、また加担しない。さらに、研究データや資料等の適切な取り扱いと管理・保管を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう、研究環境の整備、及び不正行為防止の教育啓発の継続的な取り組みに努めなければならない。
2. 研究成果の公開、説明
研究者等は、研究活動の透明性を確保し、研究活動によって得られた成果を広く社会に還元するため、公開に制約がある場合を除いて、適切な方法により、積極的に公開し、学術的、社会的意義について説明するよう努めなければならない。
3. 研究費の適正使用
研究者等は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用にあたっては、その原資が、学費、国・地方公共団体等からの交付金・補助金、外部団体からの助成金等によるものであることに留意し、関係法令、本学の関係諸規程及び使用ルール等を遵守し、研究費の適正な使用に努めなければならない。
4. 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重
研究者等は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、外来生物、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関係法令、本学の関係諸規程、及び学会等の指針等を遵守するとともに、研究活動における安全管理に留意しなければならない。また、ヒトや動物を対象とした研究においては、生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

5. 差別やハラスメントの排除
研究者等は、個人の人格と自由を尊重し、研究活動等において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって差別してはならない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、研究上の指示や指導を受ける者に不利益を与えるような言動を行ってはならない。
6. 個人情報保護と守秘義務
研究者等は、研究活動の過程で知り得た他者の個人情報の保護に努め、適切な取り扱いをしなければならない。また、研究者は、他者の知的財産権に関して守秘義務を負うものは、をしなければならない。また、研究者は、他者の知的財産権に関して守秘義務を負うものは、これを遵守しなければならない。これを遵守しなければならない。
7. 利益相反
研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しないうちは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなくてはならない。
8. 取引先との関係
研究者等は、取引先に関して、公正かつ自由な取引を確保し、談合、優越的地位の濫用な取引を確保し、談合、優越的地位の濫用など、関係法令、本学の関係諸規程等に違反する行為を行ってはならない。など、関係法令、本学の関係諸規程等に違反する行為を行ってはならない。
9. 法令等の遵守
研究者等は、研究活動を行うにあたり、関係する法令及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。なければならない。
10. 改廃
この行動規範の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

順序や区切り符号などの書き方が決まっている分野もあるので、指示がある場合はそれに従ってください。

「引用」は正しく

「引用」とは、他の人の本や論文をそのまま転記することです。引用するときは、転記した文章を「」で括ったり、段を変えたり、「○○によると」から文章を始めるなど、どこからどこまでが引用なのか、読む人が明確にわかるように整えます。もちろん、使用した文献の情報（典拠）も、文献リストや脚注に明記しなければならない量。引用できる量は、自分の考えを補強し、論拠づけるために必要な部分のみです。こうした引用のルールを守らずに他の人の著作物を使用した場合、故意ではなくても「盗用」になります。写真や絵・イラストは、引用にも制限がある場合があるので注意してください。